



教 小 第 6 7 6 号
令和 4 年 3 月 2 9 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

濃厚接触者に該当する場合の職務に専念する義務の特例について（通知）

職務に専念する義務の特例につきましては、各市町村教育委員会において適切に御対応いただいているところですが、県立学校人事課長より別添写し（令和4年3月29日付け教県第1061号）のとおり、県立学校長宛て通知しました。

つきましては、貴管内県費負担教職員につきましても、県立学校教職員と同様の取扱いとなりますよう御配意をお願いいたします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 菅
電話：048-830-6937



教 県 第 1 0 6 1 号
令 和 4 年 3 月 2 9 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

濃厚接触者に該当する場合の職務に専念する義務の特例について（通知）

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡において、事業所等で感染者が発生した場合、保健所等による一律の濃厚接触者の特定は必ずしも行う必要がない旨の取扱いが示されました。

これに伴い、県立学校において新型コロナウイルス感染症患者が発生し、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に規定する濃厚接触者に該当した場合の服務について、「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年4月22日人事委員会規則12-2）」第2条第13号の規定に基づき、職務専念義務免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、令和4年3月22日付けで承認がありました。

つきましては、今後の服務について、下記及び別紙のとおり取り扱うこととしますので、所属教職員に周知するとともに、その対象となる場合は十分配慮してください。

記

1 服務の変更点

濃厚接触者となった場合又は陽性者の濃厚接触者に相当すると認められる場合

これまで	特別休暇（交通遮断休暇）
令和4年3月22日より	職務専念義務免除（その他）

別 紙

濃厚接触者に該当する場合の教職員の職務に専念する義務の免除について

令和4年3月22日決裁

1 趣 旨

県立学校で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際、保健所等による濃厚接触者の特定がなされなかった場合においても、濃厚接触者の定義に当てはまる職員の職務に専念する義務を免除することによって、二次感染を防止するもの。

2 対象となる事由

県立学校において新型コロナウイルス感染症患者が発生し、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に規定する濃厚接触者※に該当する場合

※ 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に規定する濃厚接触者については、下記感染症対策課ホームページを御参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/noukousessyokusya.html#a00001>

3 免除する期間

新型コロナウイルス感染症患者と最終接触があった日の翌日から起算して連続する7日間

4 手 続

総務事務システムにより校長に申請し、承認を得る。ただし、会計年度任用職員など、これにより難しい場合は、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得る。

5 実施時期

令和4年3月22日